

○財務省告示第二百三十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年八月一日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。

平成三十年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九

十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十七

三 法律及びその条項及び第六十二条第一項

四 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特定参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

別参加者・第II非価格競争入札

		十 十				九 八				七				ハ																																																																																												
ロ		イ 一				振 額 最				ハ				ロ イ				ハ																																																																																								
国 債 市 場		入 札 発 行 行 格 競 争 日				替 単 位				行 争 非 者 特 国 債 市 場				行 争 非 者 特 国 債 市 場				行 争 非 者 特 国 債 市 場																																																																																								
額 格		銭 額 平 成 三 十 年 八 月 一 日				の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と				五 万 円				二 千 九 百 八 十 五 十 一 万 五 千 円				一 兆 八 千 七 百 三 十 三 億 六 千 五 百 五 十 五 万 円				で 九 十 五 億 円				た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額				条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し				特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七																																																																								
額	格	銭	額	平	成	三	十	年	八	月	一	日	の	記	載	又	は	記	録	は	最	低	額	と	五	万	円	二	千	九	百	八	十	五	十	一	万	五	千	円	一	兆	八	千	七	百	三	十	三	億	六	千	五	百	五	十	五	万	円	で	九	十	五	億	円	た	利	付	国	債	に	つ	い	て	額	面	金	額	条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し	特	別	会	計	に	関	す	る	法	律	第	四	十	七

十
三

初利入 価 別 債 行 争 非 者 特
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加

十
四

後第
の二期
利子以

十 十 十
七 六 五
九 八

払者入 払元 償償
込札 場利 還還
期参 所金 金期
日加 支 額限

銭
七
厘

年○・一パーセント
平成三十一年二月一日
と、次に
金額を支払う。
が、銀行休業日に
その翌営業日に
次の日及び第十五
す。期日に
次。日
す。日

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{2}$$

毎年の二月一日及び八月一日を
払の期とし、前六月間に
その支払う。六月間に
を支払う。六月間に
平成三十二年八月一日
額面金額につき百円
日本銀行

平成三十年八月一日
財務大臣から通知を受けた者